

2025 年度 逗子市立池子小学校 いじめ防止基本方針

【いじめ防止基本方針 策定の目的】

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもある極めて重要な課題である。逗子市立池子小学校いじめ防止基本方針は、逗子市いじめ防止基本方針等に基づき、本校の全教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうる問題である」という認識をもち、学校と家庭・地域が共通の認識のもと、三者が連携して取り組むべき課題として「いじめ防止基本方針」を策定した。

【いじめの定義】

いじめは、法第2条で定められているとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいいます。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。（令和7年 逗子市いじめ防止基本方針より）

【いじめ防止のための基本姿勢】

- ①「いじめは絶対許さない」という認識を共有する
- ②保護者・地域・関係機関と連携をする
- ③互いに認め合う、また援助的、親和的な学級・学校を目指す
- ④自他の「いのち」を大切にし、決していじめをしない心を育む教育活動に取り組む
- ⑤すべての子どもが安心できる環境と居場所をつくる

【未然防止】

- ・学校は、自尊感情を育み、安心して生活できる環境を整える。
- ・児童が主体的にいじめの問題について学び、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど適切に行動できるようにする。
- ・保護者が学校に相談・通報する窓口を周知するように努める。
- ・学校や家庭での児童の様子について情報共有ができるように保護者と連絡を密にとる。

【早期発見・早期対応】

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、教職員が児童の情報交換と情報共有をする。
- ・全教職員が児童の小さな変化や SOS を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、いじめを積極的に認知する。
- ・定期的なアンケートや二者面談を実施するなど、児童が思いを話しやすい対応を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応する。

対応基本手順

- 1 情報収集⇒報告
- 2 いじめ防止会議の開催
- ①事実確認と聞き取り
- ②確認内容の共有と記録
- ③具体的な指導方針・役割分担・保護者への連絡方法の検討
- ④③について関係児童の保護者へ連絡
- ⑤指導と支援
 - ・関係児童への指導と心身のケア
- ⑥⑤について関係児童の保護者へ連絡
- ⑦その後の対応
 - ・情報共有・経過観察・記録

※校長が教育委員会に適宜報告をする

《池子小学校いじめ防止会議》

- いじめを認知した時に随時開催
- 校長・教頭・Co.・当該、関係児童の学級・学年担任が参加
- （必要に応じて養護教諭・児童指導支援部教諭（特別支援学級担任含む）SCやSSW等外部の関係機関が参加）

※Co.…教育相談コーディネーター
SC…スクールカウンセラー
SSW…スクールソーシャルワーカー
特別支援学級…本校ひろがり級
わたあめルーム…本校リソースルーム

- | | |
|---------------|---|
| 4 月 | 全教職員によるいじめ防止基本方針の確認
相談窓口といじめ防止基本方針の周知（学校便り・懇談会・本校 HP・フレスク・学童等） |
| 4 月 | （1 年生、特別支援学級）保護者個人面談 |
| 5 月 1 月 | 拡大支援委員会 |
| 4～5 月、9 月、1 月 | こころのアンケート（全校）※低学年は実態に応じて 2～3 回実施 |
| 7 月 | 保護者個人面談（2～6 年生）9 月（1 年生）12 月（希望制） |
| 2 月 | 全教職員によるいじめ防止基本方針の見直し |
| 毎週 | 学年ブロック会議・職員打合せで情報共有 |
| 毎月 | 校内支援委員会ケース会議 |
| 通年 | ・二者面談（全学年）の実施（必ず 1 回以上）
・児童会活動での異学年交流
・職員研修（学級・授業づくり、SC 研修等）
・講演会（命の学習、情報モラルについて等）
・SC・SSW 巡回チームの定期的な校内巡回
・管理職・Co.の日常的な校内巡回
・支援の時間の活用（全教職員の校内巡回）
・わたあめルームでの居場所づくり（情報共有と連携） |



逗子市立池子小学校 いじめ発生時の基本対応

対応時の基本姿勢

⇒

確かな情報

情報の共有

初動の迅速さ

当事者への配慮

いじめの発見！（いじめの把握）

◇児童・保護者からの訴え

◇担任・学年・教職員・わたあめルームの気づき

◇SC・SSW、巡回チーム各関係機関からの情報提供

◇周りの子どもからの相談

◇こころのアンケート等の記述・二者面談

◇学童・フレスク指導員からの情報提供

やりすぎ

法律上の軽微ないじめ

「心身の苦痛を感じた行為」全て

《例》善意で行ったもの、悪意なく行ったもの、衝動的に行ったもの 等
日常的な子どものトラブルも含む

おせっかい
おふざけ
じょうだん
あそびの延長

社会通念上のいじめ

「社会通念上のいじめ」と認識されている行為

○児童・保護者から訴えがあったもの
○訴えはないが、児童が、苦痛を感じる行為を故意に受けたと捉えたもの

対応基本手順

（１）事実確認（認知）

- ・心身に苦痛を感じた児童から
- ・関係した児童及び周囲の児童から

（２）指導

- ・その場で、状況に応じて必要な調整、指導等

（３）記録・報告

- ・学年、Co.、校長・教頭に必ず報告
- ・暴力行為・いじめ調査に inputs
- ・報告を受けた学年、Co.がいじめ認知の判断

※トラブルの程度に留まらず、「いじめ」として認知し、対応する。

（４）保護者に適宜報告・説明

- ・いじめ行為を受けた児童の保護者へ状況報告・説明
- ・いじめ行為を行った児童の保護者へ状況報告・説明

※状況に応じて「いじめ」という文言を使用しない

（５）その後の対応

- ・児童見守りと声かけ
- ・情報共有
- ・経過観察

対応基本手順

（１）いじめの把握⇒報告

- ・速やかに学年、Co.、校長・教頭に報告

（２）いじめ防止会議の開催

①事実確認の役割分担と方法を検討・確認

- ・必ず当該児童、関係児童に聞き取りをする
- ・誰が（原則二人以上）・いつ・どこで・誰に・どのように聞き取り、事実確認をするのか検討・確認をする

②確認内容の共有

- ・いじめ防止会議参加者に報告
- ・記録の共有・整理（担任・Co.が記録）

③具体的な指導方針・役割分担・保護者への連絡方法の検討

- ・誰が・いつ・どこで・誰に・どのような指導をするのか検討・確認

- ・保護者への連絡の仕方について検討・確認

④保護者への連絡（聴き取りと状況や指導方針の報告）

- ・当該児童の保護者に報告
- ・関係保護者に具体的な対応方針等の理解を得る
- ・個人解釈を交えず、経緯と事実を伝え、保護者の話を丁寧に聴き取る

⑤指導と支援

- ・関係児童・観衆や傍観者となった児童に対する指導
- ・関係児童への心身のケアと見守り

⑥保護者への連絡（対応についての詳細な説明と承認）

- ⑦その後の対応・情報共有
- ・経過観察
- ・記録の整理
- ・暴力行為・いじめ調査に inputs

※校長が教育委員会に適宜報告をする

【重大事態の判断】

○いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○当該児童や保護者から重大事態に係る申し出があったとき

重大事態の対応基本手順

逗子市教育委員会より

①調査組織の設置と決定

②調査方針の決定

③調査の実施

④情報提供

⑤調査結果のとりまとめ

⑥被害児童への情報提供

⑦調査結果を学校設置者に報告

⑧調査結果を踏まえた対応